

第86回全国学校歯科保健研究大会 開催費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、第86回全国学校歯科保健研究大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及び補助額)

第2条 前条に規定する事業に係る補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 実行委員会は、補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、別に定める日までに、教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 収支予算書（様式第1号の3）
- (3) その他教育長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第4条 教育長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ適当と認められる場合は、速やかに交付の決定を行い、実行委員会に補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(補助金交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第

3号)を提出し、教育長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、教育長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに教育長に報告し、その指示を受けること。

(実績報告書の様式、提出期限)

第6条 実行委員会は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添え、教育長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第4号の2)

(2) 収支決算書(様式第4号の3)

(3) その他教育長が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第7条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、教育長が、必要と認める場合には、実行委員会に対し、概算払いにより交付することができる。

2 実行委員会は、前項のただし書きの規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を教育長に提出しなければならない。

(書類の保管)

第8条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。